

令和8年2月6日付筑大学企企第25-99号「大学図書館職員長期研修の受講資格の見直しについて（通知）」別紙

別紙

大学図書館職員長期研修の受講資格の見直しについて

令和8年度より、国立大学法人等職員の受験可能年齢が30歳から35歳に引き上げられることを踏まえ、本研修の受講資格（1-1項）（※）について、以下のとおり見直します。

- ・ 令和7年度まで：係長クラスで年齢35歳以上45歳以下である者
- ・ 令和8年度から：係長クラスで年齢35歳以上50歳以下である者

<見直しの考え方>

本研修は、将来的に運営の中核を担う職員の育成を目的とするものですが、近年では中途採用者の増加及び個々の事情等により現行の年齢要件では受講の機会を得られない職員が一定数存在していることも課題として認識されてきました。

国立大学法人における今回の受験可能年齢の引き上げにより、より多くの人に門戸を開き人材の多様性を確保するという方向性が示されたことを受け、本研修においても同様の観点から見直しを行うものです。なお、定員数（30名）の変更は現在のところ予定しておりません。

今後も本研修を取り巻く状況の変化を踏まえながら、研修の質と公平性の両立に向けて、必要な改善を継続してまいります。

（※）参考）令和7年度大学図書館職員長期研修実施要項

<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/pub/choken/youkou2025.pdf>